

島根県建築基準法取扱

7 小屋裏隔壁の取扱いについて

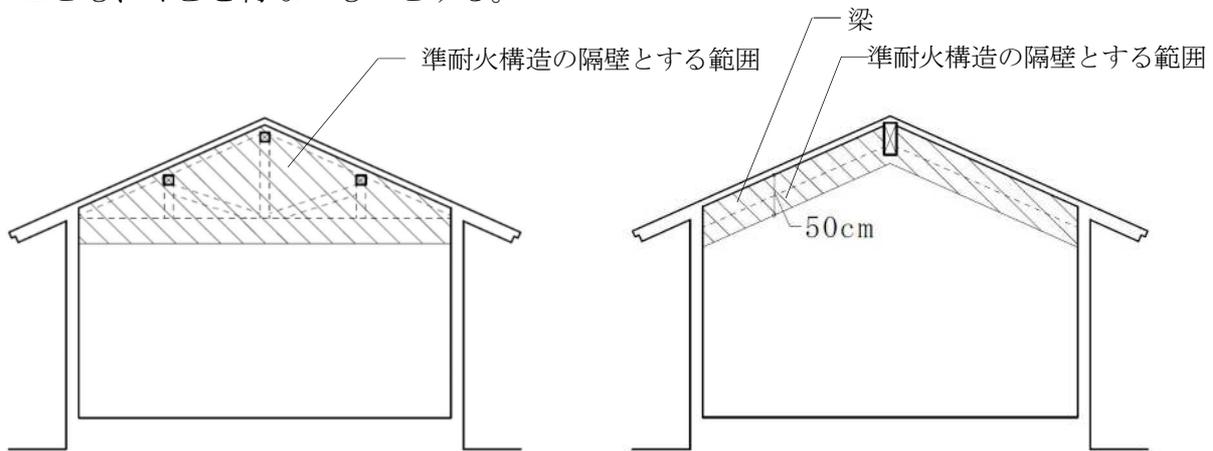
建第 1434 号
令和2年11月16日

天井の有無に関わらず、原則、小屋裏部分に建築基準法施行令第114条第3項に規定する隔壁を設置する。

なお、天井がない場合の小屋裏部分は、小屋組を構成する三角形の範囲とする。

【解説】

- ・ 建築基準法施行令第114条第3項の規定は、小屋組が木造の場合、小屋裏を経由した火炎の拡大が早いことを受け、急激な延焼の防止及び建築物の利用者の避難の安全を確保するため、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けることを義務付けたものである。
- ・ 天井が無いことをもって、小屋裏の部分を経由した火炎の拡大及び急激な延焼の恐れが無く、かつ、避難上支障が無いとする技術的知見が無い。
- ・ 小屋裏隔壁は、下部に壁が無い場合でも設置する必要がある。天井が無い場合は、原則、小屋組を構成する部分(柱、梁及び合掌等)に隔壁の設置が必要である。
- ・ 化粧小屋組(現し)の場合は、屋根面より下方に垂直距離50cm以上の範囲に設置することも、やむを得ないものとする。



【原則】

小屋組を構成する部分(柱、梁、合掌等)に隔壁の設置が必要。

【化粧小屋組(現し)の場合】

天井からの垂直高さ 50 cm の範囲に隔壁を設ける等、有効な延焼防止措置がとられたものについては、やむを得ないものとして認めるものとする。

関連法令

建築基準法施行令第114条第3項

参 考